

鳥取県西部広域行政管理組合
一般廃棄物処理施設意見調整委員会（第5回）会議録

開催日時 令和6年2月26日（月）午前9時30分～午前11時30分まで

開催場所 米子コンベンションセンター 3階 第2会議室

出席委員等 【委員】

田村 真一、伊達 勇介、梶川 勇樹、甲田 紫乃、松田 久永

【彦名校区自治連合会】

会長以下5名

【鳥取県西部広域行政管理組合】

事務局長 三上 洋

ごみ処理施設整備課 課長 生田 公志

〃 課長補佐 大峯 正人

〃 課長補佐 加藤 公教

傍聴者数 3名（彦名校区自治連合会関係1名、一般2名）

公開・非公開 公開

次第

1 開会

2 委員長挨拶

3 議題

（1）要求書に記載されている彦名校区自治連合会の意見及びその意見に対する鳥取県西部広域行政管理組合の見解について

（2）第2回から第5回における彦名校区自治連合会の意見及びその意見に対する鳥取県西部広域行政管理組合の見解に係る論点整理について

（3）次回委員会の会議の公開・非公開について

4 その他

5 閉会

会議内容

1 開会

（事務局）

- ・委員会設置要綱第5条第3項に基づき、委員総数5名全員の出席により過半数に達していることから会議が成立している旨を報告。

2 委員長挨拶

（委員長）

- ・第4回の続きの議論を進めたい。
- ・委員には、論点整理に向けて専門的な立場から意見を願います。

3 議題

（委員長）

- ・本日の会議の公開・非公開について、2月8日に開催された第4回の会議で、議題（1）については公開、議題（2）及び（3）については非公開とすることとした。この点について特段ご意見なければ、まず（1）について公開で進めていきたい。議題（2）及び（3）については非公開とさせていただく。（異議なし。）

（1）要求書に記載されている彦名校区自治連合会の意見及びその意見に対する鳥取県西部広域行政管理組合の見解について

④最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性（補足説明）

（組合）

- ・前回（第4回）委員会において、委員から「フォトモンタージュはソフトウェアで自動的に作成されたものか」とのご質問をいただいた。
- ・フォトモンタージュは次の手順で作成した。まず、現地の撮影ポイントから写真を撮影し、次に3DCGのソフトウェアで建物サイズ、撮影ポイントから建物までの距離、撮影ポイント及び建設候補地の標高、地面からカメラまでの高さなどを入力して建物の画像を自動で作成し、最初に撮影した写真と合成した。

（委員長）

- ・委員から質疑等あるか。（無し。）
- ・彦名校区自治連合会からは、疑問点などあるか。

（彦名校区自治連合会）

- ・尾高・日下の方が彦名町よりも撮影ポイントから施設までの距離が離れているにもかかわらず、彦名町の写真に写っている施設のほうが小さく見えることの違和感に対する回答にはなっていない。

（組合）

- ・もともとは各撮影ポイントからの同じサイズのパノラマ写真であったが、建物が小さすぎて、背景の稜線がはっきり見えづらいということがあり、見えやすくするために取り直したものがこれまでの資料に掲載している写真である。

（彦名校区自治連合会）

- ・それでいいのではないか。小さくても稜線はわかると思う。稜線にこだわるのは、組合の思惑があるからで、稜線うんぬんよりは距離感を合わせて同じ土俵で比較するべき。見えにくいからと作為的にそこを作るのは不公平。我々を納得させるためには同じ条件で撮ったもので比較したものを用地選定委員会の資料として出すのがふさわしい。

（組合）

- ・撮影ポイントからどう見えるかについて、距離を同じにするという土俵の揃え方もあると思うが、私どもがやっているのは、現在の景色に対して建物が入ってきたときにどう見えるかを見ているわけで、委員会の資料としてわかりやすいものを提出するというのが、我々が揃えている土俵ということ。したがって、各ポイントから大きさがどう見えるかではなく、どう背景等に影響してくるのかをより見やすくするというで委員会に資料を提出した。

（彦名校区自治連合会）

- ・尾高・日下地区の考察に比べて彦名の考察はずさんである。彦名の場合において景観を阻害する写真が一枚も無いので不公平ではないか。
- ・米子を代表する大山にかかることで優位性うんぬん言われているが、資料にある景色が代表する景色なのか。パネルを飾る際に一番美しく映るポイントということなら確かにわかるが、生活するうえで、大山の前に施設が入ることが果たして景観として問題になるのか。
- ・彦名においても町民が夕日を眺めるとするのは(圍繞)景観に当たると思う。それらと比較することはできるのか。

(委員長)

- ・彦名校区自治連合会は、景観については納得されていないか。

(彦名校区自治連合会)

- ・納得していない。

⑤最終候補地評価における交通量に関する評価結果の妥当性 (補足説明)

(組合)

- ・前回(第4回)委員会において、彦名校区自治連合会から「橋を渡るルート of 午前・午後別、ルート別の状況を知りたい。」とのご意見をいただいた。
- ・運搬車両が日野川の3本の橋を通過することに起因する交通渋滞について試算したところ、彦名町に施設を設置すると仮定した場合、国道431号線皆生大橋の午後及び山陰道米子大橋の午前以外の混雑度は変わらなかった。尾高・日下の場合、国道9号線新日野橋の午後以外は全区間・全時間帯で混雑が高くなり、比較してこちらのほうが影響は大きいという結果となった。

(委員)

- ・混雑度は上がっても0.01程度だが、渋滞の状況はどの程度変わるのか。

(組合)

- ・このルートはもともとの交通容量が大きく、渋滞の状況はほとんど変わらない。ただし、数字上は0.01であるが増えることになる。

(彦名校区自治連合会)

- ・混雑度はほとんど変わらないのに、混雑度が高くなるという表現は、ほとんど差がないというのが正確ではないか。これをあえて高くなるという表現が恣意的である。

(組合)

- ・今回の橋梁の部分での混雑度は、市街地における混雑の懸念についてのご意見があったため、さらに車が集中すると思われる橋梁ではどうなるかということを検証したもので、これについては集中しても交通容量があれば渋滞の状況は変わらないという結論である。
- ・そもそも、用地選定委員会においては、最も運搬車両が集中する施設の近隣を調査範囲として混雑度を予測しており、尾高・日下では1を超える箇所・時間帯が何か所かあるが、彦名町では0.5前後ということで明らかに数値が異なるために優位性があると判定された。
- ・効率的な施設を建てるため、候補地評価基準を定め、そのうえで用地を選定するという手法をとった。その中で評価した結果が現在の状況ということ。
- ・混雑度が高くなるという表現については、表の黄色いマーカーの通りのことを申し上げただけ

であり、度合いの話をしているわけではない。数字がたくさん変化しているところの話をしている。

(委員)

- ・用地選定委員会に橋の通行に関する試算結果は出されたか。

(組合)

- ・出していない。意見調整委員会において、質問があったことから資料を作成したもので、用地選定委員会には建設候補地周辺の道路の混み具合を混雑度として予測したものを提出している。

⑥最終候補地評価における文化財に関する調査の必要性（補足説明）

(組合)

- ・前回（第4回）委員会において、彦名校区自治連合会から「奈良文化財研究所の文化財総覧によると、圃場整備の中に一か所だけ尾高御建山遺跡というのがある。尾高・日下の候補地は圃場整備されているので、圃場整備に併せ文化財調査が行われていれば埋蔵文化財の調査は必要ないのではないか。」とのご意見をいただいた。
- ・尾高御建山遺跡は圃場整備により発掘調査が行われたものではない。また、尾高・日下の候補地は圃場整備に併せて文化財調査は行われていない。
- ・尾高御建山遺跡は、一般国道9号線の工事に伴い、ルートに遺跡が含まれるということで米子市教育委員会の試掘調査により遺跡の存在が予想されたために、平成4年から西部埋蔵文化財調査事務所が調査開始されたものである。
- ・あらためて米子市文化振興課に建設候補地の範囲を示し、埋蔵文化財調査の実施状況について照会したところ、「当該範囲において、圃場整備は行われているが、埋蔵文化財調査は行われていない。平成以降の圃場整備では予備調査が行われているが、建設候補地の周辺は、おそらくそれ以前に圃場整備されている。したがって、隣接地に遺跡や古墳群の存在が確認されていることから、当該範囲においては埋蔵文化財の事前調査は必要である。」という回答であった。また、この圃場整備の時期を米子市農林課に問い合わせたところ、昭和50年前後であるとのことであった。

(彦名校区自治連合会)

- ・補足資料に載せてある尾高御建山遺跡、インターネットで調べた古墳群とは位置が違う。完全に圃場整備の中にあつたので、国道9号の関係で調査された古墳とは位置が違う。完全に53号線沿いの圃場整備の中に一か所だけあつた。圃場整備が行われた中に古墳の遺跡があつたので、文化財調査は終わっているのではと考え質問した。

(組合)

- ・この補足資料の12ページの地図、文化財が所在している場所は、鳥取県教育文化財団調査報告書34というもので、尾高御建山遺跡尾高古墳群の記載をそのまま引用して掲載している。これは公式な報告書と考えている。

(彦名校区自治連合会)

- ・尾高御建山遺跡はおそらくそのとおりで間違いないだろうが、私の言っている場所とは違う。尾高周辺にはたくさんの遺跡古墳が存在しているので、言い出したらきりが無いが、圃場整備

の中に一か所だけ縄文時代の古墳群が存在していたとインターネットで見たので、その調査をお願いしたつもりだった。

(委員)

- ・インターネットの情報とはどのサイトか。元が違えば議論にならない。

(彦名校区自治連合会)

- ・奈良の研究所の発表資料だったと思う。
再度、インターネットの資料について調べていただきたい。

(組合)

- ・その資料を提示いただければ調べる。
- ・あらためて文化財の所管（米子市文化振興課）に施設の配置案の範囲を示して埋蔵文化財の事前調査が必要であるか否かを確認した。
- ・その結果、「当該範囲においては、埋蔵文化財の調査をした記録はなく、隣接する遺跡や古墳群が確認されているため、事前調査が必要である。平成に入ってから圃場整備は予備調査が行われているがおそらくそれ以前に整備されている。」とのことであった。なお、米子市の農林課に当該範囲が圃場整備された時期を確認したところ、「昭和 50 年前後である。」とのことであった。
- ・したがって、別の場所の圃場整備で埋蔵文化財の調査がされていたとしても、尾高・日下の建設候補地ではされていないということを念頭においていただきたい。

(彦名校区自治連合会)

- ・最近の圃場整備では調査をしないといけなくなったという条文を示すことが重要。私が調べる限りでは、昭和 45～46 年に圃場整備が行われている。昭和 50 年前後ではない。エビデンスを出してほしい。
- ・施設の面積等から考えて、それほど大きな面積ではないので、埋蔵文化財の調査に何年もかかるはずがない。説明があいまいである。

(委員長)

- ・彦名校区自治連合会としては、文化財に関する調査の必要性の補足説明については納得されていないか。(はい。)

⑦用地選定経過の公平性

(組合)

- ・前回（第 4 回）委員会において、彦名校区自治連合会から「令和 3 年 12 月に米子市から候補地が報告された後に開催された第 4 回委員会で評価基準が書面評決された。その決定に当該委員は影響を与えているのではないか。」とのご意見をいただいた。
- ・候補地評価基準は、米子市から候補地の報告を受ける前に開催された第 3 回用地選定委員会で評価項目は全て決定していた。第 4 回では全 38 項目の評価項目のうち 3 項目において、二択評価の見直し、評価基準の表記方法の見直し、この 2 点を見直すのみであったため、書面会議により見直しが行われた。また、第 4 回は書面会議であり、委員は参集しておらず、候補地評価基準の決定に影響はなかったと考えている。

- ・前回（第4回）委員会において、委員から「委員の発言内容がわかれば影響度もわかるのではないか。」とのご意見をいただいた。
- ・第5回から8回の発言内容は配布した会議録のとおり。なお要点会議録のため委員の個人名は記載していない。
- ・委員選任の経過について、当該委員は地区住民の代表ではなく、西部圏域の代表として選任されたものであり、最も規模の大きい自治体である米子市の自治連合会会長であった。
- ・用地選定委員会における利害関係者は、地権者及び特定地域に対しごみ処理施設建設の建設を積極的に誘致、拒否する態度をとられる者としている。
- ・組合としては、当該委員は地権者ではないことから利害関係者でないと考えていた。また、用地選定委員会で特定地域にごみ処理施設の建設を積極的に誘致、拒否するような発言はされておらず、公平な立場から職務を遂行されていたと考えている。
- ・しかし、令和5年3月の米子市議会において、当該委員が県地区の自治会長の連名で反対の要望書を米子市に提出されたことについての質問があったため、本人に事実を確認し、その確認が取れたため、第9回は欠席いただいた。

（委員長）

- ・委員から質疑等あるか。

（委員）

- ・利害関係者の定義について、「用地選定委員会における利害関係者は、地権者及び特定の地域に対し、ごみ処理施設の建設を積極的に誘致もしくは拒否するような行動をとられる者」とあるが、そのような行動をとられる可能性があるのではなく、そのような行動をとられる者が利害関係者となるのか。そのような行動をとられない限りは利害関係者と判断しない、事前に排除はあり得ないということになるのか。積極的な行動がなければ該当しない、可能性では排除しないということか。

（組合）

- ・捉え方は様々だが、可能性の段階は外見上、判断ができかねるので、排除は非常に難しい。

（委員）

- ・この定義は何かを引用したものか。

（組合）

- ・引用ではなく、施行規則は組合が定めるものであり、地権者は直接的に土地の売買の話になるということ。それと、特定の地域に対してそのような行動をされる方については、可能性の段階では判断しかねるので、行動をとられる方というように組合が定義している。

（委員長）

- ・彦名校区自治連合会からは、意見等あるか。

（彦名校区自治連合会）

- ・第4回の委員会は、1つや2つの事項を決定するだけであったと言われたが、条例の規則に議事に加わることができないと規定されているのだから、どういう状況であれ議事に加わってはいけない。会議録には出てこないが、コンプライアンス違反だと思う。地元自治会に委員会の情報が筒抜けかもしれない。

- ・行政は法に則った対応をしないといけない。法を守る模範を示さないと住民は疑問を持つ。いろいろ苦労されていることは認めるが、何とか結果を出したいという姿勢ではいけないと思う。このままでは住民として断じて受け入れることはできない。
- ・彦名町あるいは日下地区の町民にとって、ごみ処理施設の誘致や拒否については非常に関心があることなので、利害関係者と言えなくてもいろんな思いを持っていることは明らかであり、排除するという選択をなぜされなかったのか。公正中立に自治連合会の副会長などになぜされなかったのか疑問である。
- ・利害関係者ではなく、影響力は無かったというのは行政側の考えで私はそうは思わない。彦名地区の連合会長も会議の後は必ず地元で報告されているので、どのような説明があったのか地元には情報が筒抜けである。用地選定委員に入っていなかった彦名地区の連合会長は用地選定の情報を知り得ておらず、この差は大きい。県地区や彦名地区に住んでいない方を委員に選ばばここまでの結果にはなっていないかもしれない。今の議論を聞いていると行政の職員が県地区近辺の住民ではないかと思うほど擁護されている気がする。彦名町で合意に持っていくのはなかなかハードルが高いと思う。
- ・当該委員が米子市に対して候補地の取り下げの要望を出された後に第 8 回用地選定委員会が開催され、組合は、第 9 回委員会の直前に議会で知り得て当該委員を議事から外され、第 9 回で最終決定した流れということだが、要望を出されてから第 9 回が開催されるまでの約 2 か月間に米子市から一度も組合に取り下げの要望に関する報告が無かったことが不思議でならない。米子市から聞いていなかったのか。

(組合)

- ・県地区の自治会長の連名で要望書が米子市に出されたことを米子市から聞いていなかった。

(彦名校区自治連合会)

- ・米子市は、大事な対応をされていない。西部広域の管理者は市長、副管理者は副市長という行政関係の中で、西部広域に一度も報告がなかったということは、米子市はそれを無視したということか。米子市が候補地を 3 か所に絞って出している。実務的にはあり得ない。西部広域の職員は米子市から来ている方もいる。嘘だとは思わないが、これが嘘だったということだと大変なことである。その経緯はこれまでのとおりで修正はないということか。

(組合)

- ・修正はない。また、管理者・副管理者は同一人物だが、地方公共団体としては別の団体になるので、要望書を誰が出されたかは個人情報、守秘義務があるので、何もなければ他の団体に伝わることはない。ご本人から申し出があれば情報を入手できるが、個人情報が団体間を渡るほうが問題。要望の内容は米子市が西部広域に出されたものを取り下げてほしいというものだったので、これは米子市が対応すべき問題だと考える。

(彦名校区自治連合会)

- ・米子市が対応しなかったのが問題だと思う。市民の声を聴く姿勢を見せている伊木市長なので、個人情報の漏洩はいけないが、〇〇地区からこのようなものが出されと伝えることなどできなかったか。市長をかばっているのではないか。

(組合)

- ・市長をかばうということではない。個人情報保護は当たり前のことであり、逆にコンプライアンス上は同一人物でも別人格としての仕事であるため、これまでの説明が事実である。
- ・前段での質問について補足をする。連合会長が出席することで、会議の内容が漏れているのではないかとのご発言があったが、委員には会議の内容について守秘義務が課されているので、そのうえで当該委員が地元で口外することはないと考えている。
- ・当該委員が県の連合会長だという視点で、会議録の中でどういう発言があったかということについては、当該委員が委員会で立場を利用して特定の地域に積極的な誘致や拒否をする発言はなかったと考えているので、会議録を見ていただければと思う。

(彦名校区自治連合会)

- ・令和4年12月に要望書が出された米子市は、これを受け取った時点でどこまで用地選定の話が進んでいるのか西部広域に確認するべきである。この時点で仮に尾高・日下が候補地から外れていたら用地選定は無効になっていた。3か月間放置したことは問題である。
- ・令和5年3月9日の米子市議会で議員が質問された内容は、インターネット上にオープンになっている。内容としては、水道水源の汚染の懸念、53号線ゴミ収集車の通過による日常生活への懸念、第1種農地だからとのことで要望書が出されている。米子市が用地選定の話がどこまで進んでいるかといった状況を西部広域に確認しないのはあり得ない。そのレベルだったら米子市は大変なことである。非常に危うさを感じる。

(委員長)

- ・彦名校区自治連合会からの意見の趣旨は理解できているので次に進めてよろしいか。整理番号⑨UPZ評価の必要性、⑩の防災面も同時に行ってよろしいか。(異議なし。)

(彦名校区自治連合会)

- ・新たな資料を配ってもよいか。
- ・3種類の資料のうち、新聞記事について説明する。

(委員)

- ・いつの新聞記事か。

(彦名校区自治連合会)

- ・失念しているので、日付や内容から見てもらいたい。
- ・能登半島地震では最大4mの隆起や水平方向にも15mに及ぶ激しい液状化が起これり海底と地表の断層が連動することが新たに判明した。
- ・島根半島沖や鳥取県沖にも断層が多数あり、地震発生による原発事故が懸念される。記事を見ると境港市がそういう状況だとわかる。
- ・全国では13年間くらいの間震度6強の地震が多数起こっており、地震大国である。1883年の山形県本庄市沖の海底地震では、資料によると津波が襲来して島根半島では、波高が推定3mに達したと伝承がある。また、大篠津の空港付近の地下堆積物から津波の痕跡が認められることが研究から明らかにされている。
- ・これらのことから、自然災害や原発30km圏内を考慮しないということは到底考えられない。
- ・特に彦名の中海沿岸の土地は江戸時代中期に砂山の砂を用水で流して造成した干拓地である。弓ヶ浜半島の地下は日本海と中海の塩水で地下水が塩水に押されてできる淡水レンズ層がある

ため、50 cmも掘れば地下水が湧き出る。それだけ彦名の地下水位は高い。2000年の西部大地震でも、液状化して家屋が傾斜した事例があった。国土地理院のマップで標高を調べることができが建設候補地は、まさに0mの地点で液状化の恐れが多分にある。

- ・組合は、防災面を最終候補地評価の項目に挙げなかったのは、既に1次評価で評価されていたためと説明されている。また、既に1次評価で評価されている項目の中で、鳥獣保護区でもないのに鳥がいたとか、景観では施設が大山に影響するとか、大気環境でも影響は無いと言いつつ800m離れたところに家があるといったことについて、最終候補地評価で優位性を判定し、彦名町が優位であると説明されてきた。

それにもかかわらず、地震や津波・洪水などの防災面は、1次評価で既に評価してあるので対象としないというのはおかしいのではないか。

- ・第2回用地選定委員会におけるUPZの取扱いについては、用地選定委員会の資料を見ると、全国的に建設を妨げる情報が無いことで、UPZを項目に挙げないという資料を組合が委員会に提案されたが、これについて議論はなく、選定委員会は了承された。これは組合のミスリードだと思う。全国的に建設を妨げる情報が無いということが補足資料で示されており、全国のUPZ内の施設の数が多いのに少し驚いたが、それぞれにそこが適地であったということだと思う。
- ・原子力発電所等の事故の際における圏域外での処理について、他自治体の施設への受入れについての資料もあり、それは評価したいと思うが、自分たちが言うのは原発事故・津波等のリスクがあるのかなのか、評価しないということは、原発はあっても事故は起きない、津波も200年近く前にあったが、そういう可能性はないので検討しなくてよいということなのか。それと、多少のリスクがあるということなら、それを超えるメリットは何かということを示していただけないと納得できない。

(組合)

- ・UPZ及び津波等の災害のリスクが無いというわけではない。リスクの頻度は判断材料になるかと思うが、それを踏まえてUPZ、津波等の水害の説明を加えなかったことを改めて説明する。
- ・まず、UPZの取扱いについては、土砂災害警戒区域、急傾斜地区域は整備が制限されており、許可が必要になるものであるが、UPZ等の原子力災害重点区域は原子力災害時の緊急対応措置の区域を示すもので、施設整備についての規制はない。第2回選定委員会の中でUPZについては候補地選定評価基準にしないとされた。この審議の形跡がないとあったが、第2回用地選定委員会の会議録を配布しているので、確認いただきたい。
- ・全国のUPZ内にある可燃ごみ処理施設の設置状況を調査したが、直近5年間に整備された施設が7施設あり、その施設に確認したところ、UPZを考慮して立地された施設はなかった。
- ・参考として、福島原発の近隣にある双葉地方広域市町村圏組合南部衛生センターに福島第一原発事故の直後の様子を聞いたところ、住民が避難したこと、国が施設を設置して処理を行ったこと等により、圏域外へ処理依頼をすることはなかったとのことであった。
- ・万が一の原発事故によりごみ搬入不可能になった場合を想定し、鳥取東中部、岡山県の施設の余剰処理能力を調べたところ、余剰能力があることを確認した。

- ・津波・洪水浸水に関して、1次評価において米子市洪水ハザードマップや日吉津村津波ハザードマップで評価済みである。用地選定委員会において評価項目の重みづけはしないこととされ、1次、2次評価と重複しないよう設定したため、最終候補地評価には項目を設けなかったものである。
- ・地震については、用地選定方針における防災面の抽出条件の中に鳥取県西部地震断層及び鎌倉山南東活断層の直上でないことなどの条件があり、法に基づく規制は、候補地抽出後の1次調査において検討することとされ、津波・洪水浸水などの災害は1次評価で評価されている。

(彦名校区自治連合会)

- ・災害の項目が最終評価で軽く扱われている気がする。1月24日の日本海新聞で鳥取大学の香川教授が境港で講演会をされたのが載っていた。弓浜半島は、たたらで流れ出た大量の土砂が川を下り形成された非常に稀有な半島だと説明があった。平地及び山地からの土砂が堆積して形成された軟弱な地盤、彦名はその真ん中にある。西部地震の時、安倍の近くに住んでいたが、安倍彦名団地の道路が隆起したり畑が液状化したりと被害が大きかった。これを香川教授は指摘されて、中国地方の北部のエリアで今後30年以内にM6.8以上の地震が発生する確率は40%といわれている。この値は全国でも高い地域だと思っている。100年間ではいくつか発生する可能性があるかと警鐘を鳴らしている。地盤の弱いところに施設を建てると地盤強靱化の経費も掛かる。万が一、震度7に近い地震が起きたら、周辺が悲惨な状況になるのは想像される。
- ・米子市の来年度の予算が約800億をやっと超えたと聞いたが、この施設の建設経費は400億くらいかかると聞いている。このような建物を建てて、耐用年数以上、稼働させるには、防災面を切り捨てるような発想はあってならないと思う。他の場所に建てれば良いというわけではないが、リスクマネジメントから見ても当然考慮に入れて比較すべきだと思う。生物調査や景観の問題以上に大きな問題である。

(委員長)

- ・委員から質疑等あるか。(無し。)
- ・防災性に係る二つの整理項目については納得されていないか。

(彦名校区自治連合会)

- ・納得していない。

(委員長)

- ・一通り全ての項目についてご意見も出していただいて質問も終わった。

(2) 次回委員会の会議の公開・非公開について

(委員長)

- ・次回委員会の公開・非公開について決めさせていただく。
 次回は、第2回から第5回の意見及び見解を踏まえた論点整理を行うこととなるが、組合情報公開条例第7条第5号、組合の機関内部または相互間における審議等に関する情報に該当するので、非公開にさせていただこうと思う。委員の先生方よろしいか。

(委員)

- ・異議なし。

(委員長)

- ・次回の委員会は非公開とする。

4 その他

(事務局)

- ・次回、第6回の委員会は、3月6日(水)午後3時から5時まで、米子コンベンションセンター3階第2会議室で開催し、委員の皆様で意見及び見解を踏まえた論点整理をお願いする予定である。
- ・その次の第7回の委員会は、3月15日(金)午前10時から12時まで、米子コンベンションセンター第2会議室で開催し、委員の皆様で意見書の検討をお願いする予定である。

5 閉会

(事務局)

- ・以上で、第5回鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見調整委員会を閉会する。